

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

| | | 所管課 | 環境下水道課 |
|-----------------------|---------------------------|---|--------|
| 会議名 (審議会等名) | 平成30年度 第4回 嬉野市下水道審議会 | | |
| 開催日時 | 平成31年1月17日(木) 10:00~10:30 | | |
| 開催場所 | 嬉野市役所 嬉野庁舎 3-1会議室 | | |
| 傍聴の可否 | ○可 ・ 不可 ・ 一部不可 | 傍聴者数 | なし |
| 傍聴不可・一部不可 の場合はその理由 | | | |
| 出席者 | 委員 | 小笠原康人委員、小森常幸委員、藤田達美委員、松本泰宏委員、百田義雄委員、宮崎厚志委員、森俊彦委員、宮崎力委員、諸井愛子委員、中島美佐子委員 | |
| | 事務局 | 環境下水道課長、環境下水道課副課長、環境下水道課主任、環境下水道課主事 | |
| | その他 | | |
| 会議の議題 | 別紙のとおり | | |
| 配布資料 | 会議レジュメ 答申、料金比較検討説明資料 | | |
| 審議等の内容 | 別紙のとおり | | |

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

| | | 所管課 | 環境下水道課 |
|------|----------------|--|--------|
| 議題 | 下水道使用料金の改定について | | |
| 内容 | 答申についての説明 | | |
| 審議経過 | 委員 | 答申書で5日間にわたって～と本文にあるが5回のほうがいいのではないかと5回に訂正します。 | |
| | 事務局 | 料金の見直しは何年ごとに見直すのか決まりはあるか。 | |
| | 委員 | 大きな市町は公営企業会計事業となっており独立採算が原則なので、経営状況により料金の値上げを行っている。当市の農業集落排水事業では平成7年供用開始してから1度も改定を行っていない状況である。 | |
| | 事務局 | 料金改定の時期はいつするか決まっているのか。 | |
| | 事務局 | 平成32年4月からの適用を目指して取りかかっているところであり、条例改正を今年9月議会で行い、半年ほどは市民への周知期間を確保したい。 | |
| | 事務局 | 補足であるが、料金改定について協議を行ってきたが、あくまでも市長の政策的なものもあるので、市長が判断することだが、料金改定について決定した後、減免に関しても審議会でご審議いただきたいとなれば、また改めて下水道審議会に諮問することになる。 | |
| | 委員 | 激変緩和措置については他市町でも事例がないが、どうなのか。 | |
| | 事務局 | 激変緩和措置について必要ないということであれば行わない。公共下水道エリアも含めたところで加入促進のための減免措置をしたほうがいいのかという政策的判断になれば検討することになる。 | |
| | 事務局 | (2) 今後の検討課題について 1か月当りで従量制と人員制の料金比較について説明。 | |
| | 委員 | 激変緩和措置を受ける事業所の料金はどれくらいになるか。 | |
| | 事務局 | 以前提出した資料についての説明で、月に1120m ³ 使用する事業所では、人員制で20,565円、従量制で183,060円となり162,495円の差額。2,223m ³ 使用する事業所では、人員制で28,080円、従量制で359,802円となり331,722円の差額となる。523m ³ 使用する事業所では人員制で19,440円、従量制で87,402円となり67,962円の差額となる。 | |

| | |
|-----|---|
| 委員 | 月に1000m ³ も使用する事業所はどんなところか。 |
| 事務局 | 医療機関、老人ホーム等の福祉施設などがある。 |
| 委員 | 一般家庭で1人あたり、どのくらい水量を使うか。 |
| 事務局 | 6m ³ ぐらいである。 |
| 委員 | 今後、料金の説明をすると思うが、この資料では事業所の場合は少しわかりにくいのではないか。 |
| 事務局 | 事業所については、個別に資料を作成し、説明をする必要がある。 井戸水のみ使用の家庭について、近隣市町では6m ³ が一般的だが、嬉野市としても6m ³ でいきたいと思っているが、比較のために資料にあげている。今後これを参考にして、井戸水世帯についても検討していきたい。難しいのが水道と井戸水を併用されている世帯で、従量制の何倍とか井戸水を使用している世帯は6m ³ で算定するとか、今後協議をいただく可能性がある。 |